

産業医契約のお勧め



医療法人社団TIK 大手町さくらクリニック in 豊洲

<http://oscl.jp/>

■産業医とは

労働安全衛生法第13条では、常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場に対して、産業医を選任することとされています。

また、常時1000人以上の労働者を使用する事業場、あるいは労働安全衛生法規則第13条に定める有害な業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、専属の産業医を選任することが義務づけられています。

■産業医報酬

従業員人数	月額報酬(万円)
50人未満	2~4
50~100人	6
101~200人	7
201~300人	8
301~400人	9
401~500人	10
501~700人	14
701~999人	18

<追加費用>

- ・訪問時には往診費用6万円
- ・有害物取扱い事業所は3割増

事業所の予算に合わせ、調整いたします。

■産業医の職務

- 安全衛生法の規定による職場巡視
- 作業環境の改善に関するアドバイス
- 従業員の健康増進に関する提言
- 職場衛生委員会の出席
- 健康診断のデザインと実施
- 健康診断機関の紹介
- 健康診断後の事後指導
- 生活習慣病を主とする健康増進運動
- 個別指導
- 健康相談(メンタルを含む)
- 入社時健康診断の判定
- 復職指導
- 海外赴任時の健康指導
- 長時間労働者の面談、 等

■メンタルヘルス対策

「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」(H21年3月26日付の通達)により、以下のようなメンタルヘルスケアが事業場に求められることになりました。

- ① メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供
 - ア 労働者への教育研修・情報提供
 - イ 管理監督者への教育研修・情報提供
 - ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供
- ② 職場環境等の把握と改善
- ③ メンタルヘルス不調への気づきと対応
- ④ 職場復帰における支援

●大手町さくらクリニック in 豊洲では

- 1) 休職者の職場復帰について、事業場の実態に合わせ、職場復帰プログラムの策定をお手伝い致します。(リピーターにしないためのプログラムをご紹介します。)
- 2) メンタル不調者へは、受診の手続きをお手伝いし、早期治療開始をサポートいたします。
- 3) 健康診断時にメンタルチェックを行い、メンタル不調者の早期発見をお手伝いいたします。
(別途要相談)

■企業の健康増進策として、以下のことも行っております。

- ・労災二次健康診断
- ・禁煙治療
- ・特定保健指導

■お問い合わせ

医療法人社団TIK 大手町さくらクリニック in 豊洲

〒135-0061 東京都江東区豊洲3-2-20
豊洲フロント2F

TEL : 03-6219-5688

FAX : 03-6219-5689

<http://oscl.jp/>

東京メトロ有楽町線 豊洲駅 徒歩3分

